

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件	一四	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	一四
○地籍調査の成果について認証した件	一四	○技能検定試験を実施する件二件	一四
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	一四	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	一五
○特定非営利活動法人の定款の変更	一四	○福島県公安委員会	一五
		○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	一五
		正 誤	
		○平成二十年二月二十六日付け定例第九百五十六号中	一五

告 示

福島県告示第七十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 実施の目的
牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の発生の予防
- 二 実施する区域

1 福島市、二本松市(智恵子の森二丁目、智恵子の森三丁目、智恵子の森四丁目、智恵子の森五丁目、米沢、渋川、上川崎、小沢、下川崎、油井、吉倉、小浜、成田、上太田、西勝田、上長折、杉沢、田沢、百目木、長折、西新殿、初森、東新殿、茂原、太田、木幡、戸沢及び針道の区域を除く。)、本宮

市(本宮、青田、新井、岩根、関下、高木及び仁井田の区域に限る。)、大玉村、田村市、平田村、三春町、小野町、白河市(東の区域を除く。)、西郷村、中島村、矢吹町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町(大石の区域に限る。)、相馬市、南相馬市(小高区の区域を除く。)、浪江町、新地町及びいわき市(高倉町、田人町、小川町及び川前町の区域に限る。))の各区域

- 三 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの
 - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に検査を受けた雌牛を除く。)
 - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
 - 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
- 四 実施の期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める方法

(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第七十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 実施の目的
馬伝染性貧血の発生の予防
- 二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後百八十日以上以上の馬であつて、過去一年の間に一の目的に係る検査を受けていないものうち次に掲げるもの

- 1 家畜市場に出場する軽種馬
- 2 県外に移出する馬
- 3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 4 放牧している馬又は放牧しようとする馬
- 5 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 6 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の規定による競馬に出場する馬

7 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県

家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める

方法

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 交配のため県外に移出する馬

2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県

家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第七十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

鶏の家禽サルモネラ感染症（サルモネラ・ブローラムによるものに限る。）の発

生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県

家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

急速凝集反応法

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第七十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県

家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

豚のオースキー病の発生の予防

二 実施する区域

1 二本松市、本宮市、大玉村、郡山市（日和田町、喜久田町及び熱海町の区域に限る。）、須賀川市、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、白河市（表郷及び東の区域を除く。）、西郷村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、会津若松市、喜多方市（塩川町の区域を除く。）、会津美里町、広野町、川内村、葛尾村及びいわき市（小川町、遠野町及び久之浜町の区域に限る。）の各区域

- 2 1以外の区域のオーエスキー病抗体陽性農場
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
二の区域内において繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている豚のうち飼養頭数の任意の一割以上
- 四 実施の期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
オーエスキー病抗体陽性農場にあつては抗体識別酵素免疫測定法、これ以外の農場にあつてはラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験
(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 実施の目的
ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
越冬していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したものと
- 四 実施の期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（中和試験及びゲル内沈降反応）
(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第七十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

- 二 実施する区域
県下一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
総飼養羽数（現に採卵の用に供している鶏を含む。）が千羽以上の飼養箇所において飼養されている鶏のうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応）
(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 実施の目的
牛海綿状脳症の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）
- 四 実施の期日
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法
(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第八十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、伊達郡国見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称

公 告

二 国見町
 成果の名称
 伊達郡国見町大字小坂の一部及び大字鳥取の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
 (農村整備領域農地管理グループ)

公告第百十四号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
 平成二十年二月二十五日
 二 名称
 NPO法人コーヒータイム
 三 代表者の氏名
 橋本 由利子
 四 主たる事務所の所在地
 福島県双葉郡浪江町大字井出字大高四十七番地四
 五 定款に記載された目的
 この法人は、障がい者に対して、作業・生活訓練を通して社会復帰・社会参加に関する事業を行い、障がい者の自立に寄与することを目的とする。
 (文化領域県民文化グループ)

公告第百十五号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
 平成二十年二月二十一日
 二 名称
 特定非営利活動法人会津地域連携センター
 三 代表者の氏名
 稲生 孝之
 四 主たる事務所の所在地
 福島県会津若松市和田一丁目七番十六号

五 定款に記載された目的
 この法人は、全国の地域づくり団体・NPO法人との連携交流を図り、また、地域と地域間の交流をサポートするために地域やセクターを越えた広域的な交流連携活動を行い、豊かなまちづくり、地域づくりのためのネットワークをつくり、相互の連携・支援によって、地域活性化に寄与することを目的とする。
 (文化領域県民文化グループ)

公告第百十六号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
 平成二十年二月二十二日
 二 名称
 特定非営利活動法人あさがお
 三 代表者の氏名
 西 みよ子
 四 主たる事務所の所在地
 福島県南相馬市鹿島区横手字川原十六番地の二
 五 定款に記載された目的
 この法人は、精神障害者に対して、社会復帰・社会参加に関する事業を行い、精神障害者が人間らしく生きる権利の確保に寄与することを目的とする。
 (文化領域県民文化グループ)

公告第百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
 平成二十年二月二十七日
 二 名称
 特定非営利活動法人ワークハウスいわき
 三 代表者の氏名
 久野 欽司
 四 主たる事務所の所在地
 福島県いわき市平下神谷字内宿六十四番地の一
 五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害のある人を受け入れ、利用者一人ひとりの能力と障害特性を十分に把握し、生活支援と職業支援を通して自己選択・自己決定の視点で、地域社会やグループホームなど社会参加をしつつ、自立した生活を通して生き生きとした人生を送れるようにする事業や、障害者・高齢者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、地域社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第百十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 す る 診 療 科 名	主 として 担 当 す る 医 師 又 は 歯 科 医 師
せきしば薬局	喜多方市関柴町 上高領字広面六 八一―一	平成二〇年 三月一日	育成医療 更生医療	調剤	
ゆずりは薬局	伊達市保原町字 六丁目一九―一	同	同	同	

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第百十九号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、平成二十年技能検定試験(前期実施)を次のとおり実施する。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 実施職種

1 一級及び二級

- 造園(造園工事作業) 機械加工(普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 シグ中ぐり盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 ホブ盤作業 マシニングセンター作業) 放電加工(数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業) 金属プレス加工(金属プレス作業) 鉄工(製缶作業 構造物鉄工作業) 建築板金(内外装板金作業) ダクト板金作業) 工場板

- 金(曲げ板金作業) 仕上げ(治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立て仕上げ作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業) 電気機器組立て(変圧器組立て作業) 配電盤・制御盤組立て作業) 産業車両整備(産業車両整備作業) 鉄道車両製造・整備(内部ぎ装作業 配管ぎ装作業 電気ぎ装作業) 光学機器製造(光学ガラス研磨作業) 建設機械整備(建設機械整備作業) 婦人子供服製造(婦人子供服製作作業) 家具製作(家具手加工作業 家具機械加工作業) 建具製作(木製建具手加工作業 木製建具機械加工作業) プラスチック成形(射出成形作業) 石材施工(石張り作業) とび(とび作業) 左官(左官作業) ブロック建築(コンクリートブロック工事作業) タイル張り(タイル張り作業) 畳製作(畳製作作業) 防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業) アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 FRP防水工事作業 内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業) 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) サッシ施工(ビル用サッシ施工作業) 表装(表具作業 壁装作業) 塗装(建築塗装作業 金属塗装作業) 広告美術仕上げ(広告面ベイント仕上げ作業 広告面粘着シート仕上げ作業) 写真(肖像写真作業) フラワー装飾(フラワー装飾作業)
- 2 三級
- 造園(造園工事作業) 機械加工(普通旋盤作業 フライス盤作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業) 舞台機構調整(音響機構調整作業) 商品装飾展示(商品装飾展示作業) フラワー装飾(フラワー装飾作業)
- 3 単一等級
- れんが積み(れんが積み作業) 産業洗浄(高压洗浄作業)
- 二 実施方法
- 技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。
- 三 実施期日、実施場所等
- 1 実技試験
- (一) 実施期日
- 平成二十年六月九日(月)から平成二十年九月十七日(水)までの間において、福島県職業能力開発協会(四の2を除き、以下「協会」という。)が別に指定する日とする。
- (二) 実施場所
- 別途協会から受検者に通知する場所とする。
- (三) 問題の公表
- 実技試験問題は、あらかじめ平成二十年六月二日(月)に協会の事務所に掲示するほか、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。
- 2 学科試験
- (一) 実施期日
- 検定職種に応じ、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
三級 造園 機械加工 電子機器組立て 舞台機構調整 商品 装飾展示 フラワー装飾	平成二十年七月 二十七日(日)
一級及び二級 造園 金属プレス加工 産業車両整備 光学機器製造 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装車 一等級 産業洗浄	同 年八月 二十四日(日)
一級及び二級 機械加工 鉄工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人 子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕 上げ施工 広告美術仕上げ	同 月 三十一日(日)
二級 写真	同 年九月 三日(水)
一級及び二級 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立 て 鉄道車両製造・整備 石材施工 ブロック建築 タイ ル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 単一等級 れんが積み	同 月 七日(日)

(二) 実施場所
別途協会から受検者に通知する場所とする。

四 受検申請の手続
1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
提出先

2 福島県職業能力開発協会

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町八番二号

電話番号(〇二四)五二五―八六八一

3 受付期間

平成二十年四月三日(木)から同月十六日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く)。
なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。
その他

- (一) 申請書の用紙及び受検案内は、協会が配布する。
なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定
受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円切手を同封して申し込むこと。
(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書
在中」と朱書すること。

五 手数料

- 1 手数料の額
(一) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の訓練
生、認定職業訓練を行うための職業訓練施設の訓練生(就職している者を除く)。
若しくは職業能力開発総合大学の訓練生(これらの訓練生のうち短期課程の
普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けて
いる訓練生を除く。)又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による
高等学校、中等教育学校の後期課程、大学(短期大学を含む)、高等専門学
校、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校の在校生(以下「在校
生等」という。)が受検する場合を除く。)及び単一等級

検 定 職 種	手数料
婦人子供服製造	一万三千元
造園 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築 板金 工場板金 仕上げ 電子機器組立て 電気機器組立 て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 建設機械整備 家具製作 建具製作 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 れんが積み ブロック建築 タイ ル張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装 広告美術仕上げ 舞台機構調 整 写真 産業洗浄 商品装飾展示 フラワー装飾	一職種につき一 万五千七百元

(2) 三級(在校生等が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	手数料
造園 機械加工 電子機器組立て 舞台機構調整 商品装 飾展示 フラワー装飾	一職種につき一 万五百円

(二) 学科試験

一 職種につき三千円とする。

2 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、協会の定めるところにより納付すること。

六 その他
技能検定試験については不明な点は、福島県商工労働部労働領域技能振興グループ又は協会に問い合わせること。

(労働領域技能振興グループ)

公告第百二十号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六條第二項の規定により、平成二十年度技能検定試験(随時実施)を次のとおり実施する。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施職種

1 三級、基礎一級及び基礎二級

- さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金
- めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全
- 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工
- 染色 ニット製品製造 婦人子供服製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造
- 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック
- ク成形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製造
- 造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工
- コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工
- ウエルポイント施工 表装 塗装 工業包装

二 実施方法

技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

三 受検資格

三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができる。

四 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十年四月一日(火) から平成二十一年三月三十一日(火)までの間ににおいて、福島県職業能力開発協会(五の2を除き、以下「協会」という。)が別に指定する日とする。

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

平成二十年四月一日(火) から平成二十一年三月三十一日(火)までの間にいて、協会が別に指定する日とする。

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

五 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

2 提出先

福島県職業能力開発協会

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町八番二号

3 受付期間

電話番号(〇二四)五二五―八六八一

4 その他

別途協会が指定する期間とする。

申請書の用紙は、協会配布する。

なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、百四十円切手を同封して申し込むこと。

申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

六 手数料

1 手数料の額

(一) 実技試験

検定職種に応じ、次のとおりとする。

(二) 学科試験

検定職種に応じ、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
機械検査 婦人子供服製造	一万三千円
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 染色 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 製本	一職種につき一万五千七百円

プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工
 ン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品
 製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り
 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水
 施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウェル
 ポイント施工 表装 塗装 工業包装

(二) 学科試験

一 職種につき三千百円とする。

2 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

七 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部労働領域技能振興グループ又は協会に問い合わせること。

(労働領域技能振興グループ)

公告第百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年三月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

伊達西根堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 賀藤 貞

同 佐藤 定市

同 佐々木正太郎

同 大槻 善太郎

同 安田 一男

同 八木沼 格

同 佐藤 秀雄

同 半澤 正伸

同 佐久間 利信

同 玉手 正平

同 蓬田 恒雄

同 鹿股 文治

同 鈴木 千代七

同 八島 藤市

住所 伊達郡国見町大字徳江字小林三〇番地の一

伊達市本町五二番地

同 市梁川町東大枝字北町一三番地

伊達郡桑折町字本町四八番地

福島市飯坂町湯野字横町八番地

伊達郡桑折町大字松原字川原三〇番地

同 郡同 町大字下郡字遠上九番地の一

同 郡同 町大字谷地字六丁目一四番地

同 郡国見町大字藤田字中沢六 三番地

同 郡同 町大字西大枝字竹ノ内一三番地

同 郡桑折町大字伊達崎字中前敷二

伊達市上志和田七番地

福島市飯坂町東湯野字外畑一九番地の一

伊達郡国見町大字高城字弘前一〇番地

同 飯沼 利夫 伊達市梁川町五十沢字羽山下三四番地

同 就任した役員 賀藤 貞 住所 伊達郡国見町大字徳江字小林三〇番地の一

同 理事 賀藤 貞 住所 伊達郡国見町大字徳江字小林三〇番地の一

同 佐藤 定市 伊達市本町五二番地

同 佐々木正太郎 同 市梁川町東大枝字北町一三番地

同 飯沼 利夫 伊達市梁川町五十沢字羽山下三四番地

同 就任した役員 賀藤 貞 住所 伊達郡国見町大字徳江字小林三〇番地の一

同 理事 賀藤 貞 住所 伊達郡国見町大字徳江字小林三〇番地の一

同 櫻井 元七 福島市飯坂町湯野字暮坪二四番地

同 吉田 尚夫 伊達市屋敷間五番地

同 大槻 善太郎 伊達郡桑折町字本町四八番地

同 朝倉 重夫 同 郡同 町大字成田字西中丸二三番地

同 佐藤 秀雄 同 郡同 町大字下郡字遠上九番地の一

同 小張 彰 同 郡同 町大字谷地字藤唐卷六番地

同 佐久間 利信 同 郡国見町大字藤田字中沢六 三番地

同 玉手 正平 同 郡同 町大字西大枝字竹ノ内一三番地

同 佐々木正太郎 伊達市梁川町東大枝字北町一三番地

同 鈴木 千代七 福島市飯坂町東湯野字外畑一九番地の一

同 鹿股 文治 伊達市上志和田七番地

同 岡崎 勝男 伊達郡桑折町大字上郡字五郎内二四番地

同 八島 藤市 同 郡国見町大字高城字弘前一〇番地

同 飯沼 利夫 伊達市梁川町五十沢字羽山下三四番地

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月7日

福島県公安委員長 松本 忠 清

福島県公安委員会規則第2号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「8課」を「9課」に改め、同条の表中「情報管理課」を「情報管理課」に改める。

第3条第17号から第20号までを削り、同条第21号を同条第17号とする。

第3条の2を削り、第3条の3を第3条の2とし、第3条の4を第3条の3とし、第3条の5を第3条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

(教養課の所掌事務)

第3条の5 教養課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警察教養の企画及び実施に関すること(福島県警察学校の所掌に属するものを除

く。)
 (2) 警察教養施設の整備及び運営に関すること（福島県警察学校の所掌に属するものを除く。）
 (3) 福島県警察史及び沿革誌の編纂に関すること。
 (4) 機関誌の編集及び発行に関すること。
 (5) 警察職員の体育及び術科に関すること。
 第15条第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。
 (10) 犯罪の手口に関すること。
 第16条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。
 第34条第2項第4号を削る。
 第38条の2第1項中「教養室、通信指令室」を「通信指令室」に改める。
 別表第1いわき東警察署の部泉交番の項中「葉山三丁目」の次に「、泉もえぎ台一丁目、泉もえぎ台二丁目、泉もえぎ台三丁目」を加え、同表南相馬警察署の部駅前警備派出所の項を次のように改める。

駅前交番	南相馬市原町区旭町二丁目	南相馬市のうち原町区（太田駐在所及び北長野駐在所の所管区を除く。）
------	--------------	-----------------------------------

別表第2福島警察署の部佐倉駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

福島市のうち佐倉下、上名倉、さくら一丁目、さくら二丁目、さくら三丁目、佐原、荒井、荒井北一丁目、荒井北二丁目、荒井北三丁目

別表第3南相馬警察署の項を削る。

別表第4の1の(2)の表総務課の項の次に次のように加える。

教養課	首席術科指導員	教養課長の命を受け、警察術科の指導教養に関する事務を整理する。
-----	---------	---------------------------------

別表第4の1の(2)の表警察学校の項を次のように改める。

警察学校	事務長	警察学校長の命を受け、警察学校における事務（教育訓練を除く。）を整理する。
------	-----	---------------------------------------

附 則

この規則は、平成20年3月25日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（いわき東警察署の部の改正規定に限る。）及び別表第2の改正規定は公布の日から、別表第1

の改正規定（南相馬警察署の部の改正規定に限る。）及び別表第3の改正規定は、同年3月15日から施行する。
 （警 務 課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
			正	

○平成二十年二月二十六日付け定例第九百五十六号中

一〇五	上	後ろか	下	一六
	杉ノ入沢	同 郡同 村大字羽太字 土石流		
	馬廻			
	杉ノ入沢	同 郡同 村大字羽太字 土石流		
	手這	いわき市常磐藤原町手這		急傾斜地の崩壊
	村山	市常磐下船尾町村山		急傾斜地の崩壊
	宮下	市常磐下船尾町宮下		急傾斜地の崩壊
	歌川	市常磐下船尾町歌川		急傾斜地の崩壊
	居作	市常磐下船尾町居作		急傾斜地の崩壊
	中畑1号	市常磐下船尾町中畑		急傾斜地の崩壊
	東作1号	市常磐下船尾町東作		急傾斜地の崩壊
	中畑2号	市常磐下船尾町中畑		急傾斜地の崩壊
	人工居作	同 市常磐下船尾町居作		急傾斜地の崩壊

人工居作	
作 同	畑
市常磐町下船尾町居	
急傾斜地の崩壊	

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成20年3月末日までとなっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（月）までに福島県総務部文書管財領域文書法務グループ（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,390円。郵送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）、福島県指定代理金融機関（福島県信用農業協同組合連合会）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

別記様式（第10条関係）

福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の

団体にあつては、その代表者の

氏名

㊟

電話番号

福 島 県 報 を 部 平成 年 月 日

から平成 年 月 日まで 箇月間購

読します。

なお、購読料 円については納入通

知書に表示された納入期限までに確実に納入す

ることを誓います。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。